

延岡市障がい者福祉バス運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉バスを利用できる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者(以下「障がい者」という。)とその家族
- (2) 市内の障がい者及びその家族等で組織される障がい者福祉団体
- (3) 前2号に掲げる団体に準ずると市長が認める団体

(利用人数)

第3条 福祉バスの利用人数は、10人以上で、かつ、そのうちに障がい者が5人以上含まれていることを原則とする。

(利用目的)

第4条 福祉バスは、次に掲げる事業のために利用できるものとする。

- (1) 健康増進を図り、社会参加を促進する事業
- (2) 親睦を深め、仲間意識を高揚する事業
- (3) 教養を高め、知識を深める事業
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

2 市長は、前項各号に掲げる事業であっても、福祉バスの利用にふさわしくないと判断した場合は、利用を承認せず又は利用の承認を取り消すことができる。

(利用日時等)

第5条 福祉バスは、原則、日帰りでの利用とする。ただし、全国規模で行われるスポーツ、文化芸術等の催事に参加する場合は、1泊2日での利用を認めることができる。

2 福祉バスを利用できる期日及び時間は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 期日 1月4日から12月28日まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(利用回数)

第6条 福祉バスを利用できる回数は、1団体当たり月1回を限度とする。

(運行範囲)

第7条 福祉バスの運行範囲は、別図のとおりとする。ただし、全国規模で行われるスポーツ、文化芸術等の催事に参加する場合であって、当該催事の開催場所が別図に定める運行範囲外であるときは、道路運送法等の関係規定に基づき安全に運行できると市長が判断した場合に限り、利用を認めることができる。

(費用負担)

第8条 福祉バスを利用する団体は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 有料道路の通行料金

(2) 駐車料金

(3) 1泊2日で利用する際の運転手の宿泊費・宿泊時の食事代等
(利用の申請等)

第9条 福祉バスを利用しようとする団体の代表者は、利用を希望する日の20日前までに利用申請をしなければならない。また、申請した事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(原状回復)

第10条 福祉バスを利用する団体が、利用中に故意又は過失により福祉バスの車体等に損傷を与えたときは、当該団体の負担で原状に回復させなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

要綱第7条に定める別図について、令和8年4月1日から変更する。